栃木市農業委員会総会議事録

令和８年９月２４日

栃木市農業委員会事務局

栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時　令和８年９月２４日（木）　午後２時
開催場所　栃木市役所本庁舎３階　正庁
出席委員

１若色　昭松	２五十畑節子	３石塚　一彦	４泉田　裕美
５小林真理子	６大塚　幸八	７糸井世志江	８毛塚　登
９青木　則夫	１０田谷　安久	１１田中　徹	１２野尻　真悟
１３生澤　良一	１４鈴木美智子	１５巻島　陽一	１６大谷　朗
１７早乙女とみ	１８渡邉　昭男	１９中田　秀雄	２０田中　健一
２１縫村　啓子			

欠席委員　なし
農業委員会事務局職員

事務局長	金子　博文	次　　長	高久　完治
次長補佐兼農委総務係長	松村　真理子	副主幹兼農委調整係長	田沼　篤
主　　査	佐藤　紘輝	主　　任	岡　剛伯
主　　事	五十畑　博規		

会議事件

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第４号	非農地証明願について
議案第５号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第６号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について
議案第７号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権移転）に係る要請について
議案第８号	栃木農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について
報告第１号	農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第２号	農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第３号	農地法第１８条第６項の規定による通知受理状況の報告について
報告第４号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長　それでは、ただ今から、令和８年９月栃木市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は２１名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第５条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名委員指名

議　　長　（会長あいさつ）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第１の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第１８条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議　　長　それでは、議事録署名委員は、１４番鈴木美智子委員、１５番巻島陽一委員にお願いいたします。

会議書記指名

議　　長　日程第２、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤紘輝氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議　　事

議　　長　それでは、日程第３の議案審議に入ります。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査　議案書２ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が２件、賃借権の設定が２件、区分地上権の設定が３件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

なお、説明の都合上、一部案件の順番を入れ替えてご説明させていただきます。

１番は５番と同一の譲受人ですので、一括してご説明します。

譲受人は、栃木市のほか、栃木県東部を中心に、手広く米、麦、大豆を作付けしています。申請地でも米、麦、大豆を作付する予定です。

スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

２番は６番、７番と同一の譲受人になりますので、一括してご説明します。
こちらの３件については営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を３年間設定する申請です。
譲受人は、大阪市に本社を置き、全国で農業用機械の販売などを行うほか、営農型太陽光発電設備を運用しています。申請地でも、営農型太陽光発電設備を設置する予定です。設置計画等の詳細につきましては５条許可申請説明時に担当よりご案内申し上げます。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

３番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。
譲受人は、下野市で米、ねぎ、大豆、ヒイラギ等を作付しています。申請地では、みょうがやたけのこを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

４番については、空き家に付属する農地の取得のため、農地を売買により取得する申請です。
申請地では、じゃがいも、さつまいも、大根、ねぎ等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

以上７件の申請につきましては、法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長（田中徹委員）　今回の北部調査委員長の１１番田中です。
今回は私と５番小林委員、２１番縫村委員の３名と事務局２名で、１８日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。
今回北部は、所有権移転の申請が２件、区分地上権の設定が１件、

賃貸借権の設定が１件、合計４件の申請がありました。
　書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。南部調査委員長お願します。

南部調査委員長（中田委員）　　今回の南部調査委員長の１９番中田です。
　今回は私と４番泉田委員、１０番田谷委員の３名と事務局２名で、１７日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。
　今回南部は、区分地上権の設定が２件、賃貸借権の設定が１件、合計３件の申請がありました。
　書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。
　これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
　（質疑なし）

議　　長　　発言がないようですので、採決いたします。
　議案第１号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
　（異議なしの声）

議　　長　　異議なしと認め、議案第１号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議　　長　　次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任　　議案書の５ページをご覧ください。
　今回は１２件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

営農型太陽光の案件につきましては、事業者が同一であり、次の議題である事業計画変更にも関わる案件であるため最後に一括で説明させていただきます。

１番については、太陽光発電設備への転用です。地図は１ページです。

事業計画者は現在のエネルギー不足を少しでも緩和するため、農地をソーラーパネル用地として有効利用したいと考え、太陽光発電施設を整備することを計画しました。申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、皆川公民館から 500m以内の第２種農地ですが、土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

２番については、太陽光発電設備への転用です。地図は２ページです。

事業計画者は現在のエネルギー不足を少しでも緩和するため、農地をソーラーパネル用地として有効利用したいと考え、太陽光発電施設を整備することを計画しました。申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが１０ha 未満の第２種農地ですが、土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

４番については、砂利採取及び表土置場のための一時転用です。地図は４ページです。

事業計画者は、建設資材の販売と生産を行っている法人です。申請地周辺には天然砂利が豊富にあり、事業に適した土地であることから砂利採取事業を計画しました。

農地の区分は、農用地区域内の農地でありますが、一時転用であるため不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

５番については、農業用施設用地への転用です。地図は５ページです。
事業計画者は、譲渡人である父から農業経営を継承し、いちご栽培や稲作を行っている農業者です。現在自宅敷地内で農作業や資材の管理をしており手狭となってきており、また雨ざらしの状況であることから農作業の効率向上を目的として、また、申請地は現時点で砂利敷きの雑種地として違反転用していることから、是正も含め今回の申請に至りました。
農地の区分は、農地の広がり１０ha 以上の第１種農地ですが、農業用施設用地への転用であるため不許可の例外規定に該当します。なお、農地を資材置場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。
取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

五十畑主事　６番については、一般住宅への転用です。地図は６ページです。
事業計画者は、各々で佐野市浅沼町と大平町にある住宅に居住しておりますが、将来の事を考えて落ち着いた環境に住宅を新築し、住みやすい地域社会及び生活環境の中で生活していきたいと考え今回の申請に至りました。申請地は親族所有の土地であり、親族の住宅地と隣接するため将来の介護等を検討すると最も適した土地であるため選定しました。
農地の区分は、農地の広がり１０ha 以上の第１種農地ですが、土地の代替性が無く、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。なお、農地を駐車場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。
取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

７番については、一般住宅への転用です。地図は７ページです。
事業計画者は、現在、大平町伯仲の社宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い部屋が手狭になり、今後家賃を支払うことを考えると不経済であるため、自宅を新築しようと考え今回の申請に至りました。
申請地は小学校が近く、自然豊かで子育ての環境が良く、また、近隣にはスーパーや病院等もあり、住環境に優れているため選定しました。

農地の区分は、大平南小学校及び大平みなみ幼稚園から 500m以内及び北側沿道に上下水道が埋設されている第３種農地のため原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

８番については、一般住宅への転用です。地図は８ページです。

事業計画者は、現在、藤岡町藤岡にあるアパートに居住しておりますが、結婚、出産に伴い、栃木市内にて住宅の建築を計画しました。申請地は、譲受人の現在の居住地から近隣にあり、上水道が整備されているなど住宅用地としての立地条件が良いため選定しました。

農地の区分は、農地の広がり１０ha 未満の第２種農地ですが、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後宅地内浸透処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

１０番については、太陽光発電設備への転用です。地図は１０ページです。

事業計画者は再生可能エネルギー事業に取り組んでおり、事業規模の拡大と安定的な電力供給体制の構築のため、新たな太陽光発電設備の設置を計画しました。申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から８００m以内の第 2 種農地ですが、土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

１１番については、太陽光発電設備への転用です。地図は１１ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素化が進んでいく中で、使用されていない土地を利用し、自然に配慮した再生可能エネルギー事業に取り組んでいく必要があると考え太陽光発電施設を整備することを計画しました。申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが１０ha 未満の第 2 種農地ですが、土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

３番,９番,１２番については、営農型太陽光発電設備への転用です。地図は３，９，１２ページです。
事業計画者は、大阪市に本社を置き、農業の総合提案企業である法人です。政府の方針で推進している「カーボンニュートラル」に取り組むべく、営農型太陽光発電事業に着目し、環境に配慮したエネルギーを生み出しつつ、農地そのものの機能を損なうことなく持続的に耕作を行って行くため、本申請に至りました。申請地は十分な日照が確保できること等、発電地として条件を満たすことを理由に事業地として選定しました。
農地の区分は、農地の広がりが１０ha 以上の第１種農地、１２番は農用地区域内の農地でありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、一時転用期間は３年間となります。
取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。
（写真説明）

以上１２件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。
なお、４番の案件については面積が３０アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長（田中徹委員）　今回北部は、太陽光発電設備が２件、営農型太陽光発電設備が１件、砂利採取が１件、農業用施設用地が１件、合計５件ありました。
書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 （中田委員）	今回南部は、一般住宅が３件、太陽光発電設備が２件、営農型太陽光発電設備が２件、合計７件ありました。 書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号１番について、１５番巻島委員お願いします。
巻島委員	１５番巻島です。 １番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号２番、３番について、２１番縫村委員お願いします。
縫村委員	２１番縫村です ２番は太陽光発電への転用、３番は営農型太陽光発電への転用で、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号４番について、１番若色より報告します。 ４番の案件ですが、砂利採取です。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願いします。
議　　長	番号５番について、１０番田谷委員お願いします。
田谷委員	１０番田谷です。 ５番の案件ですが、現地調査をしてきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号６番について、１３番生澤委員お願いします。
生澤委員	１３番生澤です。 ６番の案件ですが、現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないので、ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号７番について、８番毛塚委員お願いします。

毛塚委員　　８番毛塚です。
７番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号８番について、７番糸井委員お願いします。

糸井委員　　７番糸井です。
８番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号９番について、１６番大谷委員お願いします。

大谷委員　　１６番大谷です。
９番の案件ですが、現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号１０番、１１番について、２番五十畑職務代理者お願いします。

五十畑職代　　２番五十畑です。
１０番、１１番の案件ですが、太陽光発電への転用で現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりで何も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号１２番について、１９番中田委員お願いします。

中田委員　　１９番中田です。
１２番の案件ですが、営農型太陽光発電設備への転用で現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（質疑なし）

議　　長　発言がないようですので、採決いたします。
　議案第２号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案第２号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
　なお、番号４番の案件については、３０アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議　　長　次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事　議案書の９ページをご覧ください。
　今回は、６件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。
　事業者が同一のため一括で説明させていただきます。

　１番～6 番については、営農型太陽光発電設備の転用面積の変更をする申請です。地図は 13～17 ページです。
　本申請は、令和８年６月 30 日付にて農地法第５条許可済みの案件です。太陽光パネルの支柱を設置するにあたり、山砂を用いた砂置換工法での施工を計画しておりましたが、実際に市外の案件で施工をした際に第三者機関の検証時と同様な施工を確実に再現できないことが発覚したため、従来の杭を直接地盤に打ち込む施工方法へ変更するものです。
　施工方法の変更に伴い転用面積が縮小しておりますが、事業実現を図る計画であり、やむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。
　（写真説明）

　以上 6 件の申請については、事業計画変更後の農地転用事業が許可基準により許可相当であると認められること等から、事業計画変更を承認することについてやむを得ないものと考えます。
　以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結

	果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 （田中徹委員）	今回北部は、営農型太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が２件ありました。 書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 （中田委員）	今回南部は、営農型太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が４件ありました。 書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号１番について、６番大塚委員お願いします。
大塚委員	６番大塚です。 １番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号２番について、１８番渡邉委員お願いします。
渡邉委員	１８番渡邉です ２番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号３番、４番について、３番石塚職務代理者お願いします。
石塚職代	３番石塚です。 ３番、４番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長	番号５番について、７番糸井委員お願いします。
糸井委員	７番糸井です ５番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	番号６番について、９番青木委員お願いします。
青木委員	９番青木です ６番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議　　長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第３号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議　　長	次に、議案第４号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の１１ページをご覧ください。 今回は１件の申請がありました。願出人、土地の表示等は記載のとおりです。 １番については、地図は１８ページです。 申請地は１筆で、航空写真等により、一部は昭和３２年から、一部は昭和４９年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上１件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 （田中徹委員）	今回北部は、１件の申請がありました。 ２０年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号１番について、１８番渡邉委員お願いします。
渡邉委員	１８番渡邉です。 １番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議　　長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議　　長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第４号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議なしと認め、議案第４号は原案のとおり証明することに決定いたしました。
議　　長	次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する１３１件であります。事務局の説明は省略します。
議　　長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（質疑なし）

議　　長　発言がないようですので、採決いたします。
議案第５号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案第５号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。

議　　長　これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
（質疑なし）

議　　長　発言がないようですので、採決いたします。
議案第６号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案第６号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。
県農業振興公社に関する４件であります。事務局の説明は省略します。

議　　長　これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
（質疑なし）

議　　長　発言がないようですので、採決いたします。
議案第７号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　　長	異議なしと認め、議案第７号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議　　長	次に、議案第８号「栃木農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とします。 本日は、農業振興課の職員に同席いただいていますので、農業振興課より説明をお願いします。
小林課長	本日は、農業振興課から、私の外、担当の田中係長、三室主査の３名で出席しておりますので、よろしくお願いします。 委員の皆さまご存じのとおり、農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる農振法に基づいて、優良な農地を確保・保全するとともに、農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市が策定する総合的な農業振興の土地利用計画であります。 本計画は、①農業振興地域整備計画書（いわゆるマスタープラン）・②農用地利用計画・③基礎資料の３つで構成されており、農地の農業上の用途に主眼を置いた市町村が独自に定める個別計画となります。 一般的には、議案第８号の農振除外を行う際や、今回のように、社会情勢や国・県の方針等を踏まえた定期的な見直しを行う際に、計画の変更を行っております。 計画変更に係るこれまでの経過ですが、令和７年６月に国が『農用地の確保等に関する基本指針』を変更し、これを受けて令和８年３月に県が『栃木県農業振興地域整備基本方針』の見直しが示されたことから、本格的な策定作業を開始し、庁内検討・県との下協議を進め、ようやく内容がまとまり、本日に至っております。 変更案の概要につきまして、詳しくは、このあと担当より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
田中課長補佐	では、栃木農業振興地域の変更案の概要について、説明させていただきます。 本計画については、国及び県のガイドラインに沿った章立てとなっておりますことから、現行の農業振興地域整備計画から大幅な変更があったわけではございません。 すでにご一読いただき、内容についてはご確認済であるかと思いますので、時間の都合上、資料の概要や、現行計画からの主な変更部分について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、資料１『農業振興地域整備計画書（いわゆるマスタープラン）』について説明いたします。

資料の１ページと２ページの目次をご覧ください。

第１から第８までの項目立ては、法律で定められている項目となっており、農業上の利用を確保すべき土地の確保方針や、農業施策の今後計画すべき各事業、施策を位置づけています。

１つめの変更点としましては、従来の「人・農地プラン」に代わり、「地域計画」に基づく取組みを盛り込んだ点でございます。

委員の皆さまはよくご存じのとおり、市では、市内１９地区ごとの話し合いに基づき策定した地域計画を、現在実行する段階にあります。

計画書においても、規模拡大や農用地等の効率的な利用について、その手段を具体的に明記する必要があることから、地域計画の実行に向けた話し合いを基礎に、農地の集積・集約を図ることや大区画化・高度化に関する事項について、何カ所かで「地域計画」による取組みを盛り込んでおります。

次に、13 ページの２農業生産基盤整備開発計画をご覧ください。

この中で、事業が完了した計画は削除し、現在実施している国営栃木南部地区や、新規に計画している排水事業・区画整理などを掲載しております。

次に、15 ページの「第３　農用地等の保全計画」をご覧ください。

「３　農業地等の保全のための活動」では、現時点の多面的機能発揮促進事業の取組地域や、区域面積・施設等について掲載しています。

以上が、栃木農業振興地域整備事業計画書の概要と、主な変更点となります。

続きまして、資料２『農用地利用計画』についてご説明申し上げます。

こちらは、計画書案の１０ページのとおり、計画書に添付することとされているもので、農用地区域（いわゆる青地）のうち、農地と農業用施設用地を区分ごとに筆単位で記載しています。

本市では、１０年ほど前に、農家台帳と課税台帳の突合を行い、農業地区域をおおまかなエリアによる管理から、筆管理方式に変更しました。

１ページから４ページまでは、農業用施設用地の土地が、筆単位で明記されています。

５ページ目は、真ん中に「イメージ」と表示されたページとなりますが、これは農用地区域の全筆を明記した一覧です。

現在、農用地区域は５２,５２１筆、面積で約7,３１８ha となって

おり、全筆分ですと611 ページとなり膨大な量ですので、本日は１枚目をイメージでお示ししております。
　地目には、「雑種地」「宅地」の記載もありますが、これは農地と一体的に管理される畦畔地や揚水機場、格納庫等の施設であります。
　道路など公共性の高い事業用地、施設用地などは今回の見直しにあたり、農用地区域の筆から除くよう変更いたします。
　また、皆川地域の小野口地区において、ほ場整備を予定しています。ほ場整備事業は農用地区域でしか実施できないことになっていますので、今回事業予定地で農用地区域に入っていない筆を編入するよう変更いたします。
　以上が、農用地利用計画についての説明となります。
　続きまして、資料３『基礎資料』についてご説明申し上げます。
　表紙に「栃木農業振興地域整備計画　基礎資料」と記載のある資料です。
　基礎資料については、農業振興地域整備計画書を作成するうえで、国・県のガイドラインに沿って、あらかじめ整備した資料となります。
　ご覧いただければお分かりになると思いますが、農業に関する、これまでの市の動向や実績、国の統計データ、現状や今後の方向性をまとめたものになっており、計画書を作成するための基礎的資料となっております。
　以上が、簡単ではございますが、基礎資料についての説明となります。
　最後に、今後のスケジュールにつきましては、本日ご承認をいただければ、議案第８号の農振除外とあわせまして、県に事前協議のために各資料を提出し、回答を得たのち、１２月中旬～２月中旬に農振法第１１条による公告・縦覧期間を経て、翌年３月には農振法第１２条に基づく公告を行い、法手続きを完了させることを予定しております。

　以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議　　長

　これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
　（質疑なし）

議　　長

　発言がないようですので、採決いたします。
　議案第８号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
　（異議なしの声）

議　　長

異議なしと認め、議案第８号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議　　長

次に日程第４、報告事項に入ります。

報告第１号から、報告第４号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議　　長

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

（質疑なし）

議　　長

発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

（質疑なし）

議　　長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和８年９月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

［閉　会　午後３時２５分］

議事録を証するため下記署名いたします。

令和　　年　　月　　日

農業委員会長　　（若　色）

署 名 委 員　　（鈴　木）

署 名 委 員　　（巻　島）